

各位



SMB Cコンシューマーファイナンス

健康保険組合理事長 植松 篤



## 令和6年度保険料率及び平均標準報酬月額の決定について

令和6年2月16日に開催された健康保険組合 組合会において、令和6年度健康保険料率が下記のとおり承認されましたので公告します。また、令和5年9月30日における平均標準報酬月額も併せて公告します。

### 記

#### 1. 令和6年度保険料率

- ① 一般保険料率 91.000/1,000 (令和5年度と同様)
- ② 調整保険料率 1.300/1,000 (※1. 令和5年度と同様)
- ③ 介護保険料率 20.000/1,000 (令和5年度と同様)

※1. 調整保険料率は、健康保険法施行令第67条第3項の規定に基づき、毎年見直しを実施されます。見直しにより保険料率の増減が発生します。

- 一般保険料率の負担割合は、当健康保険組合同規約の定めにより事業主が100分の55を負担し、被保険者は100分の45を負担する。
- 調整保険料率および介護保険料率の負担割合は、当健康保険組合同規約の定めにより、事業主と被保険者は1対1とする。

#### 2. 平均標準報酬月額

健康保険法第47条の規定により、SMB Cコンシューマーファイナンス健康保険組合の令和5年9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額は、478,979円(第29等級 標準報酬月額470,000円)である。

※2. 令和5年度の平均標準報酬月額は、452,129円(第28等級 標準報酬月額440,000円)である。

#### 3. 適用開始日：令和6年3月1日

以上